

戦後東ドイツの土地改革・集団化と難民問題

足立芳宏

Yoshihiro ADACHI: Refugees and Land Reform in the East Germany after World War II

The purpose of this paper is to explain the social process from the land reform to the collectivization in East German agriculture, especially on the viewpoint of the refugees-problem which has been neglected in the orthodox description of DDR history till 1989.

The refugees in East Germany after the war were almost located in rural area. The native, however, accepted them as new "fremde Saisonarbeiter" (strange seasonal farm workers), who followed the foreign forced laborers during W.W. II. Another Part of the refugees became "Neubauer" (New Farmer) as the result of the land reform. We must attach much more importance to the fact that the estimated half of the new farmers were from refugees. The difficulties in managing new farms after the land reform was concentrated especially on refugee-farmers, which caused a serious agricultural problem that most of new farmers gave up their management and allowed the land uncultivated. This paper shows that the early stage collectivization in 1950s has a socioeconomical phase as a solution of this problem. On the other hand the collectivization had the purpose of integrating the refugees as the seasonal farm workers to the new social system in the village. They had the possibility of becoming the "cooperative farmer" as well as the native.

第1節 はじめに

戦後東ドイツにおける農業史は土地改革を起点として始まった。ソ連占領軍の強力なヘゲモニーのもと、反ファシズムを旗印にしつつ「ナチズムの温床」とされた「ユンカー的土地所有」を廃棄し「民主的な基盤としての」個人農を創出すること、それが従来われわれが共有してきた東ドイツ土地改革の「常識」であった。ユンカー的土地所有の廃棄はグーツ経営の廃棄と同義であるから、ドイツ農業労働者の歴史も基本的にこれをもって終焉したと理解されたのである。こうした理解は戦後歴史学のパラダイムに沿った「常識」でもあった。

だが、少しでもこのテーマに関する書物をひもとけば容易に知ることができるように、こうした「常識」はこの歴史的事件のほんの一面を語るにすぎないのである。単純な事実を二つだけあげよう。第一に、確かに土地改革によってグーツ経営に特異な常雇農業労働者であったデプタントは、一部の公有農場の農業労働者を除けば「新農民 Neubauer」となった。しかし土地改革の対象とならなかった農民経営には、奉公人に代表される農民村落定住の農業労働者層が存在したのである。第二に、土地改革で新農民となったのはデプタントだけではない。その数にほぼ匹敵する数の難民たち（疎開者を含む）が土地改革によって新農民になったのである。しかも難民たちの中で新農民となり得たのは、後述するように家族も含めて農村難民全体の4割以下であった^(註1)。戦後ドイツ農村に大量に流入したかれらの多くは、土地改革後も農業季節労働者として滞

留していたのである。日本の戦後農村が農地改革のみでは語れないように、戦後の東ドイツ農村も従来理解されてきたような土地改革だけではとても語れそうにない。

実際、難民問題こそは、土地改革にとどまらず、1950年代末の農業集団化に至るまで戦後東ドイツ農村史を規定する中心的な問題の一つであり続けた（実は、この点は西ドイツ農村にもあてはまることである。）だが、1989年に至るまで戦後東ドイツの東方難民について語ることはタブーであった。彼らは社会的カテゴリーとしては存在してはいけなかったのである。東方難民とはオーデル・ナイセ線に象徴される戦後の東ヨーロッパの国境変更によって故郷を追われたひとびとを指すのだが、そうした過去を持つ彼らの存在を容認することは、直ちに戦後処理の問題性をあぶり出してしまうことに他ならなかったからである。既に戦後の早い時期において東ドイツにおいては難民の同郷団体の形成と活動が禁止され^(註2)、あるいは彼らは、「難民 Flüchtlinge/Vertriebenen」ではなく、あくまで「移住者 Umsiedler」と呼ばれてきたのであった。日本の戦後東ドイツ農業史研究においても、1989年「壁崩壊」以前における史料アクセスの非常な困難さという事情、また主にそれが社会主義経済論の一環として議論されてきた事情などが考慮されなければならないとはいえ^(註3)、難民問題は、近代ドイツ農村史研究における外国人労働者問題と同様に、自覚的に追求されるテーマとはならなかったのである。

難民問題は戦後ドイツ農村をどのように規定したのか。そして、なぜ彼らは社会的カテゴリーとして消し去られていくことになるのか。私は、難民問題は戦後の東西ドイツ農村史を見直すうえで鍵を握る問題の一つと考えている。そしてその研究の第一歩として、本稿では東ドイツを中心として、難民問題の実態とそれが土地改革と初期集団化に与えた規定性を浮き上がらせてみたいと思う^(註4)。

なお主に依拠するのは、Dieter Schultz, Probleme der sozialen und politischen Entwicklung der Bauern und Landarbeiter in der DDR von 1949 bis 1955, Berlin 1984, および Andreas Schneider, Das Landproletariat der Sowjetischen Besatzungszone 1945/46, Diss., Leipzig, 1983である。どちらも1980年代初期の東ドイツにおける学位論文であり、本稿は一次史料分析に入るための視点の獲得を目的としたものであり、研究の初期報告の域を出ないことをお断りしておく。なお、東ドイツ地域は1949年まで正確にはソ連占領区であるが、煩わしいので以下ではすべて東ドイツ地域と称することにする。

第2節 「農業季節労働者」としての難民

戦後ドイツ農村の状況を象徴するもの、それは土地改革、食糧危機、外国人労働者の帰還（ただし残留外国人問題を忘れてはならない^(註5)）、そして東方難民・疎開者の流入

である。東ドイツ地域における東方難民の数は1946年には約360万人を数えた^(註6)。これは、総人口を50%も増大させる数字であった^(註7)。もちろん、戦災で壊滅した都市にそうした人口を吸収する力はない。彼らの大部分は北部を中心とする農村部に配置されていくことになった。

東方難民は数からみれば特に北部に集中し、これに対して南部はむしろ疎開者や都市失業者が多かった。北部に集中したのは、占領軍の政策的な対応の結果であることと^(註8)、主にオストプロイセンやポムメルンなどからの難民が多いことによると思われる。東方難民をもっとも多く抱えたのはメクレンブルクであるが、その数は戦後直後の1945年8月時点で100万人を、1946年においても86万人を数えるのである^(註9)。また難民たちが出身地別に住み分ける傾向もみられる^(註10)。例えば、オストプロイセンからの難民はほぼメクレンブルクに集中している^(註11)。また、メクレンブルクには、当然ながらオーデル側を挟んで隣り合うヒンターポムメルンからの難民が多い^(註12)。彼らのなかにはTreckbauerと呼ばれる「財産持ちで逃げてくる農民」たちがいた^(註13)。これは近距離移動の難民であるが故に可能な形態である。これに対し、シュレージエンやいわゆるズデーテン・ドイツ人難民は主に南部に分布していた^(註14)。全体として難民の移動のあり方は、難民化した時期、そして地理的な要因により大きく規定されていたといえる^(註15)。

難民たちは土着農民のところで居候をするか、土地改革によって空になったグーツの館に身を寄せた。しかし土着の人々にとって、彼らは新たな「他所者^{フレンデ} Fremde」でしかない。農村における難民問題の中心は「住宅問題」であったが、そのことは難民たちが土着の人々にとって新たな社会的負担であったことを意味している。しかし、農業に即して言うと、東方難民たちは第一に新たな季節労働者であり、第二には土地改革の結果生まれた新農民の主要部分であった。以下、まず第一の点から見ていこう。

近代ドイツ農村における「他所者」の登場は、実は戦後が始めてではない。19世紀後半期の外国人労働者の登場までさかのぼることのできる歴史がそこには存在するのである。ドイツ農業においては、ユンカーと称されてきた土地貴族層、および小農・中農・大農などの農民層とならんで、農業労働者層が農村の固有な社会階層として存在した。東ドイツ地域において農業労働者の主要な形態は、グーツ経営の常雇労働者家族であり、村落定住の自由日雇いであり、農業奉公人であった。ところが19世紀後半期から20世紀初頭にかけて、農業の集約化・機械化による農業構造転換、および海外移民、都市・工業への流出、東西移動などの複合的な移動運動を内包する労働市場の流動化の進展に対応して、ポーランド人を中心とする外国人農業労働者がドイツ農村の季節労働者として農業雇用システムの最底辺に位置づけられるようになるのである^(註16)。やがてそれは第二次大戦中における何百万というスラブ系外国人労働者たちの強制連行へと帰結していくのである。そして戦後になって彼らが「帰還」したとき代わりにやってきたのが「東

方難民」たちであり、疎開者であった。むろん難民たちは、歴史的事情はもとより、流入の仕方、ナショナルリティ、規模など、要するに農村における存在の仕方の点でも外国人労働者と異なる社会的グループであり、両者を安易に同質のものとみなすことは慎まなければならない。この点を十分自覚した上で、しかしここでは「土着と他所者^{フレンデ}」というドイツ農村社会の構造的特質の連続性の方を強調しておきたい。

難民は数量的に見てどの程度までに外国人労働者の代替となったのか。表1は1944年におけるドイツ人の常雇労働者、外国人強制労働者、および1945年に主に季節労働者であった者の数、そしてやや時期がずれるが1947年の難民農業労働者の数を示したものである。

第一に、1944年において東ドイツ地域全体の常雇労働者が約44万人、これに対して外国人労働者がこれをはるかに上回る67万人であり、あらためて外国人強制労働者の数の多さに驚かされよう。

第二に、1945年における「季節労働者」の実態は難民・疎開者（+残留外国人）と思われるが、その数は約45万人であり、1944年の外国人強制労働者数のほぼ7割を占めている。戦災と、肥料不足に代表される経営資本不足により戦後農業生産は著しく縮小し、それに対応して総農業労働力需要も縮小したことを考慮すれば、難民・疎開者が、量的には外国人労働者を代替したといえるだろう。現実には、この時期においては農業における労働力不足など全く問題になっていない。この表の注(1)によれば、1945年において難民を含まない「農業労働者」の総数は約65万人だから、難民・疎開者は全農業労働者の40%を供給していた計算になる。

ところで、西ドイツ地域とは異なり、東ドイツ農村の難民たちには新農民となる道があった。では農業季節労働者であった者と新農民となった者の割合はどの程度なのか。この点を知るために、1946年10月における難民 Umsiedler の職業構成を示した表2をみてみよう。この表からはいろいろ興味深いことが読みとれる。例えば、①難民全体の

表-1 終戦後におけるソ連占領区の「農業労働者」構成

ドイツ人農業労働者	(1944年2月)	443,728 (人)
外国人強制労働者	(1944年12月)	666,488
難民・疎開者 ⁽¹⁾	(1945年後半)	453,346
難民農業労働者 ⁽²⁾	(1947年)	459,000

注：(1)「難民・疎開者」は、1945年10月の農業労働者数（難民・疎開者含むと推定）1,102,712人から同年12月の農業労働者数（難民・疎開者含まず）649,366人を差し引いた数である。従って「難民・疎開者の季節労働者」として明示的に数えられたものではない。

(2)「1947年難民農業労働者は約45,9000人」。Schneider, A, S. 49
 出典：Schneider, A., Das Landproletariat der Sowjetischen Besatzungszone 1945/46, Leipzig 1983 S. 25, S. 48-49

表－２ 難民の職業構成（1946年10月29日）

	計	男	女	全就業者に占める比率(%)		
「移住民」総数	3,482,137	1,437,669	2,044,953	計	男	女
うち就業者数 (就業率)	1,561,034 44.8%	815,875 56.7%	748,195 36.6%			
農業労働者計	349,160	155,080	194,254	22.4	19.0	23.8
(内訳)						
農業労働者と奉公人	284,619	133,508	151,111	18.2	16.4	18.5
Landkraftführer	1,140	1,122	42,416	0.1	0.1	0.0
非家族補助的労働者	60,741	18,325	594	3.9	2.2	5.2
その他	2,834	2,125	115	0.2	0.2	0.1
農民	94,628	74,707	19,981	6.1	9.2	2.4
農民家族補助労働者	128,946	26,101	102,845	8.3	3.2	12.6
難民の農業就業者 ⁽¹⁾	572,734	255,888	317,080	36.7	31.4	42.4
その他の就業者	988,300	559,987	431,115	63.3	68.6	57.6

注：(1)農業労働者＋農民＋農民家族

出典：Schneider, a. a. O., S. 225a, Anhang より

性別の構成を見ると、女子200万に対し男子は140万人で女子の数がなんと1.4倍にもなること、②だが就業者をみると男子80万、女子75万とその数は逆転するが、就業率自体は平均で四割にしかすぎないこと、従って女子の就業率は非常に低いこと、③職業別に見ると農業従事者の比率が約四割と非常に高く、難民たちの第一位の就業先であることであることなどである。だが、ここで着目したいのは「農業労働者」と「農民」の欄である。表2において、「農民」および「家族補助労働力」の欄の合計が新農民経営となった難民とその家族の数を意味するが（ただし子供を除く）^(註17)、その総計は223,524人である^(註18)。これに対して「農業労働者」の欄を見ると、その数は全体で約35万人にのぼっている^(註19)。要するにこの表によれば、難民の農業労働者の数は難民の新農民家族の数を60%ほど上回っているのである。構成比になおすと、両者の比はほぼ3：2というところだろうか。これこそは、従来完全に見過ごされてきた数字なのだ。さらに「農業労働者」の欄を詳しく見ていくと、圧倒的多数は「農業労働者と奉公人」であること、女子が多いこと（男子の1.25倍）、女子の場合男子に比べ「補助的労働者」という名の臨時的就労が多いこと、これらの点を特徴として指摘することができる。

当時の難民の年齢構成をみると、戦死による20～30代の青年層、特に男子の欠落という一般的傾向の他に、とくに土着民と比較した場合の特徴として、15歳以下の子供が多いこと、20歳代の女子が多いこと、逆に40歳以降の中壮年が相対的に少ないことがあげられる^(註20)。（戦禍の中での移動に耐えだけの体力が老人たちにはなかったということだろうか。）働き盛りの父親を欠いた母子家族、あるいは天涯孤独となった独身の若き

難民、ましてや若い娘となれば、家族労働力を前提とする新農民経営をやりくりしていける能力も可能性もとんどない^(註21)。このように、難民のなかでもより流動性が高く、家族や親族関係という社会的資源をもたないグループが、難民の季節労働者・奉公人グループを作ったと推測されるのである^(註22)。

土地改革は、グーツ経営を解体した。従って難民たちの雇用先は、わずかな公有農場を別とすれば、彼らが居住し、居候していた村の農民経営だった。1945年末の東ドイツ地域において、彼らの雇用先は、小農経営が12.9%、中農経営35.1%、大農経営41.0%であったといわれる^(註23)。彼らの実態は旧農民に雇用される季節労働者であり、その一部は奉公人であったのである。

難民たちが、実際の旧農民経営の中でどのような労働過程にどのような形で利用されたのか、労働をめぐるどのようなコンフリクトがあったのかは、今のところ不明である。だが研究の第一歩として本節で確認しておきたいのは、戦後東部ドイツにおいて「難民の新農民」というあり方とともに、中大農経営における農業季節労働者というあり方が戦後における農村の難民のもう一つのあり方であったこと、逆に言えば難民問題は、土着農業にとっては新農民問題であるとともに雇用問題とも重なって存在していたということである。

第3節 「新農民」としての難民

これまでの土地改革論において大きな焦点をなしてきたのは、新農民経営の実態であった。そして新農民というタームでは、主に旧グーツの農業労働者たちのことが具体的にはイメージされていた。しかし、前述のように実はその半数は難民たちであったし、またそのあり様における南北の地域差もかなり大きい。にもかかわらず、従来、新農民は単一のカテゴリーとして処理され、「難民の新農民」という視点での分析は皆無であった。「難民の新農民」はどのような意味で、あるいはどの程度まで独立した新農民カテゴリーであったのか。以下では、こうした問題意識から「難民の新農民経営」の特徴について、旧グーツ労働者であった「土着の新農民経営」と比較しつつ論じてみたい。

そこで、まず第一に着目したいのは土地改革の進行との関わりについてである。

東ドイツの土地改革は少なくとも1946年の春には概ね終了したというのが従来の理解であろう。だが、これについてはクンチェや村田武らにより、実は「協同経営」の形で少なくとも1946年のあいだはメクレンブルクやブランデンブルクを中心に従来のグーツ経営と代わらない実態があったことが明らかにされており、経営実態から見たときに短期の個人農化を安易に想定してはならないことが指摘されている^(註24)。

この点に十分配慮しつつ、しかしここで問題としたいのは土地改革の進展における土

表－３ 土着・難民別の土地改革の進捗度合い

	1946年 2 月 ^(イ)		1947年 7 月 ^(ロ)		1950年 ^(ハ)	
土着の新農民 経営数	113,359	(95.7)	119,650	(100)	119,121	(99.5)
総面積 (ha)			880,930	(100)	932,487	(105.8)
難民の新農民 経営数	56,674	(67.6)	83,802	(100)	91,155	(108.8)
総面積 (ha)			659,189	(100)	763,596	(115.8)

注：括弧内は1947年を100とした伸び率を表す。

出典：(イ) Schneider, a. a. O., S. 131

(ロ) Meinicke, W., Die Bodenreform und die Vertriebenen in der Sowjetischen Besatzungszone, in; "Junkerland in Bauernland?", Stuttgart 1996, S. 139

(ハ) Stöckig, R., Der Kampf der KPD um die demokratische Bodenreform, Berlin 1964, S. 265.

着と難民の差の方である。表3は、経営数と総土地ファンドを指標に土着と難民のあいだの土地改革の進捗度合いの相違を見ようとしたものである。明らかに両者の間にはズレが見られる。土着の新農民の場合、1947年には既に新農民の数はピークに達しているのに対し、難民の場合1946年から1947年の伸びが大きく、さらに1947年から1950年にかけてもなお、経営数、土地ファンドともに伸びが見られるのである。新農民となった難民の多くが土地改革が一段落した後に土地を取得しているのである。このことは、土地取得における難民の不利を予想させる^(註25)。

難民たちはどのような形で入植し、どのような形で土地を取得したのか。残念ながら現在のところその具体的な実態は不詳である。居住についていえば、彼らは一般の難民たちと同じく土着の農家への居候生活（奉公人部屋や厩舎・納屋での生活）、あるいは主のいなくなった旧「グーツの館 Herrenhaus」において集団で暮らした。問題なのは土地の方である。土着新農民の土地と混在していたのか、それとも土着新農民の土地とは別に難民用土地をまずはまとめて確保し、そこに「集団入植」したのか。あるいは後からきた難民たちの入植のための追加的な土地ファンドはどのように創出されたのか。これらの疑問は、農業生産の領域において一体どの程度までに「難民新農民」というカテゴリーが土着新農民と区別される存在としてあったのかを明らかにするために重要な論点であるが、本稿では明らかにしえなかった。

第二に着目したいのは、経営資本における差である。

東ドイツの土地改革は、実際には農業改革そのものであった。東ドイツにおいて農民になることは、単に平均8ヘクタールの土地を取得しただけでは完了するものでなく、家畜、農機具、厩舎、納屋など農民的所有にふさわしい資本装備をすることを意味した。そしてこの経営資本問題こそが新農民問題の中核的な問題となったのである。経営資本

の分配においては、小経営に分割不可能な大型機械などは相互農民扶助協会 Vereinigung der gegenseitigen Bauernhilfe の管理に委ねられた。私は土地改革後の農村における社会的・経済的権力のあり様を考える上で相互農民扶助協会は鍵を握る位置にあると思うが、ここではこれにはこれ以上言及せず、以下では分割可能な経営資本について土着と難民においてどういう差があったのかについてみることにしたい。

表4は1946年末における主要な固定資本の分配において土着新農民と難民新農民を比較したものである。1946年末はグーツ経営の分割はほぼ完了したころとみてよい時期であろう。

第一に、全体として新農民の経営資本不足が顕著である。馬1頭すら個人でとても保持できる状況ではないのだ。馬が保持できない点は旧農民との決定的な差であろう。

第二に、土着新農民と難民新農民との比較では、馬、役馬、牛などの大家畜について土着が明確に有利であることが読みとれる^(註26)。このうち新農民経営にとって実質的に最も重要なのは牛だろう。牛は牛乳や牛肉のために必要である以上に、馬が保持できない段階では役牛でもあったからである。土着新農民は平均で何とか牛1頭を確保しているが、難民は0.7頭しか確保できていない。東ドイツにおいて1949年になってもなお牛を持たない難民経営は8890経営存在し、それは難民経営の9.75%を占めていたという^(註27)。意外なことに馬耕用の犁においては両者の差は見られず、ほぼ三経営に一台の割合であるが、しかし、実際には牛耕が支配的であったことを考えれば、これを犁耕力の指標にすることはできないだろう。(犁があっても馬がいなければ話にならない。) 難民経営は牛耕すら満足に確保できないほどに犁耕力不足であり、そのために相互農民扶助協会や旧農民に犁耕を依存せざるを得ない状況にあった。

家畜の不足は土着と難民の土地利用の差にも窺われる。難民の農地における農耕地の割合は七割、採草地・放牧地の割合が三割であるのに対して、土着新農民はそれぞれ六割、四割である^(註28)。この数字は難民経営の土地集約度が高いと読むべきではなく、難

表-4 土地改革における固定資本(属具)分配の土着と難民の差(1946年12月)

	新農民 経営数	馬	役馬	牛	豚	羊・山羊	馬耕犁
新農民全体	171,981	52,730	43,501	152,495	53,967	201,515	55,178
難民新農民 (比率)	56,676 33.0%	14,081 26.7%	11,647 26.8%	39,846 26.1%	17,401 32.2%	48,683 24.2%	18,553 33.6%
1経営あたり(イ)		0.25	0.21	0.70	0.31	0.86	0.33
土着新農民 (比率)	113,359 65.9%	38,649 73.3%	31,854 73.2%	112,649 73.9%	36,566 67.8%	152,832 75.8%	36,625 66.4%
1経営あたり(ロ)		0.34	0.28	0.99	0.32	1.35	0.32
土着民の有利度(ロ/イ)		1.36	1.33	1.41	1.03	1.57	0.97

出典：Meinicke, a. a. O., S. 141, Tab 5.

民において畜産は成立しがたいために農耕地の割合が相対的に高く現れていると理解すべきであろう。当時の新農民政策のプログラムの一つに「家畜交換・調整 Viehausgleich/austausch」政策がある。これは地域内、あるいは地域間の家畜保有のばらつきを当局の権限によって半ば強制的に均等化させるというもので、家畜を低報酬で差し出すことになる旧農民や南部地域の農民にすこぶる評判が悪かった政策である。特に南部から北部への運搬は管理がずさんで、多数の牛が死んだという^(註29)。そうした政策を採らざるを得ないほど、難民における家畜不足は深刻だったといえようか。

以上より不十分ではあるが、土地取得と経営資本において「難民の新農民」が「土着の新農民」とは別のカテゴリーであり、おそらくは「劣悪な経営としての難民経営」カテゴリーを形成していたことが明らかとなった。こうして「季節労働者としての難民」と「劣悪新農民としての難民」の両者は、新たな農村下層の「他所者」として位置づけられる「難民カテゴリー」を形成したのである。ここでは専ら経済的局面に即して論じてきたが、難民問題の中心が住宅問題であることにみられるように（新農民政策の中心である「新農民住宅建設プログラム」はまさに難民新農民を念頭においたものである）、それは戦後の東ドイツ農村の日常世界に構造的に組み込まれた「社会的カテゴリー」であったのである^(註30)。

こうして、土地改革後、集団化前の1940年代後半において、東ドイツ農村は非常に複雑な様相を帯びるに至る。旧農民層、奉公人を主とする土着農業労働者、土着の新農民、農業季節労働者としての難民（疎開者）、新農民としての難民、そして残留外国人や寡婦などの社会的弱者などの多様なグループが、そこで暮らしていた。対立軸も複合的である。第一に縷々述べてきたような農村内対立としての土着と難民の対立、第二に、北部地域のようにもともとグーツ村落と農民村落が分離していたようなところでは、農村間対立として新農民と旧農民の対立（この第一と第二の対立は実際には一部重なることが事態をよけいに複雑にする）、第三に旧東ドイツ内の地域対立として南北の間の対立。こうした複雑な構成のなかに、社会主義権力の基盤形成という政治的課題と、「西」の復興に伴う農村→都市、東→西という新たな農村流出の移動運動が絡みつつ^(註31)、1950年代が始まるのであった。

第4節 初期集団化と難民

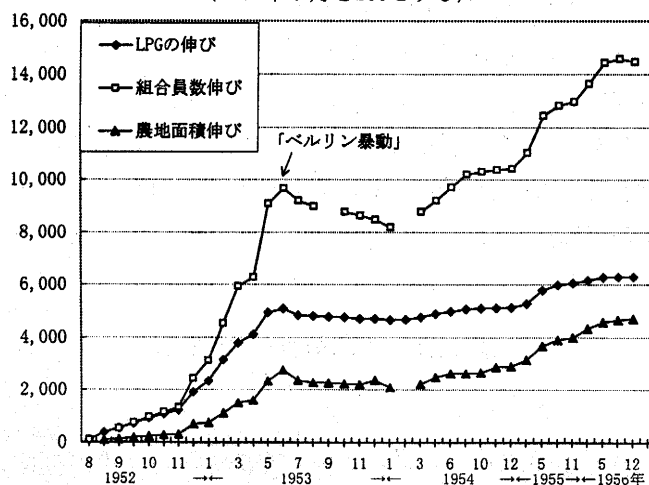
前節までは、主に「土地改革と難民」という着眼点から「季節労働者としての難民」と「新農民経営者としての難民」の実態について、土着の人々との関わりを考慮しつつ述べてきた。土地改革から7年後、1952年になって東ドイツでは第一次の集団化が開始される（以下初期集団化と称する）。難民たちの運命はこの集団化運動とどのように関

わっていたのだろうか。以下、この点についてみていきたい。現在のところ東ドイツの農業集団化の実態についての信頼できる包括的な分析はほぼ皆無であり、ましてや難民問題との関わりを自覚的に問題とした研究は管見の限り存在していない。なお、東ドイツにおける農業の全面的集団化は1960年前後に一気に進むが（「ベルリンの壁」建設が1961年であることを想起されたい）、本稿では依拠した文献の関係から、これには全く触れることができないことをお断りしておく。

さて、図1は農業生産協同組合 Landwirtschaftliche Produktionsgenossenschaft（以下、LPGと略記）の組合数、組合員数、そして農地面積の1950年代における推移を示したものである。第一に、組合数で見ると全体として1953年までの躍進、1953年の頭打ち、1955年末以降の漸増が確認できる。このうち1953年の頭打ちは同年6月の「ベルリン六月蜂起」によるものである。「六月蜂起」時において農村でどのような政治的動きがあったのかはなお詳びらかではないが^{§(註32)}、それが初期集団化運動を決定的に挫折させたことはこの図による限り明白である。

だが、第二に着目したいのは、「六月蜂起」以降における経営数、組合員数、そして農地面積という三指標の推移にみられる差である。一見して明白なように、経営数が停滞的であるのに比べ、組合員数と農地面積が飛躍的な増大を示している。表5は、図1の変化をLPG1経営あたりにしてみたものだが、これによれば特に1954年以降、農地面積は150ヘクタールから240ヘクタールへ、組合員数は27人から35人へと増大している。このLPGの規模拡大——とうよりも「土ぶくれ」「ひとぶくれ」——の背景にあった

図-1 LPG・組合員数・農地面積の伸びの変化
(1952年8月を100とする)



出典：Schultz, D., Probleme der sozialen und politischen Entwicklung der Bauern und Landarbeiter in der DDR von 1949 bis 1955, Berlin 1984, S. 244, Anlage 1.

表－５　ＬＰＧ１経営あたりの組合数・農地面積・組合員数の変化　ものは何だったのか。

	組合員数 (人)	農地面積 (ha)
1952年 8月	15.2	
12月	19.4	114.4
1953年 6月	29.0	174.0
12月	27.4	160.7
1954年 6月	29.6	168.9
12月	30.9	181.8
1955年 8月	32.6	209.4
11月	32.6	211.5
1956年 5月	34.9	233.2
12月	35.0	239.0

出典：図１に同じ

(１) 放棄地増大とＬＰＧ

この「土ぶくれ」の背景にあるもの、それが経営放棄地の増大問題である。そしてこれこそは土地改革の失敗の象徴である。経営放棄地の一部は、政府の過大な供出負担に耐えられなくなって西に移住する土着の旧農民層によるものであったが^(註33)、一部は新農民経営の経営困難によるものであった。

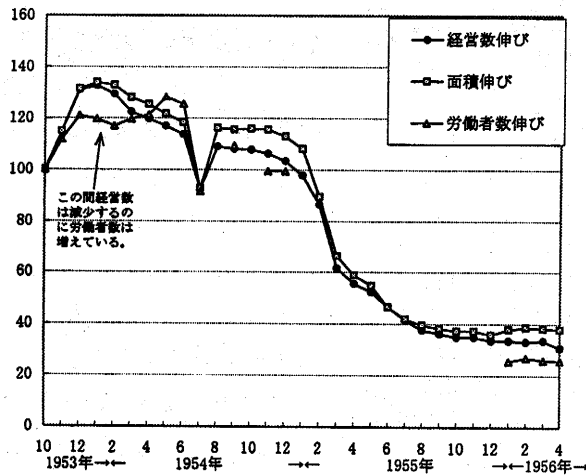
この経営放棄地の旧農民と新農民の割合、また土着と難民の割合は、本稿の論理構成から言えば極めて重要な論点であるが、残念ながら不

詳である。だが、新農民経営の経営放棄を示す指摘は豊富である。例えば、もっとも強い経営困難を抱えていたと思われる北部地域の「難民の新農民」の経営放棄については、「メクレンブルクの7つの郡、ブランデンブルクの7つの郡の計15村落において、1952年7月時点における難民入植者数は947人であり、このうち経営を放棄したのは143人」であったという^(註34)。この場合の放棄率は約15%である。また、新農民経営一般の経営放棄については、「1947年6月までに、すべての新農民の1.6%が経営を放棄。このうちメクレンブルクは6%で最高の比率を示す」^(註35)、「1949年7月までに、新農民（「土地の少ない農民」を含む）の10.7%が経営を放棄した。メクレンブルクは17.9%と最も高く、チューリンゲンは2.5%で最も低かった。……1945年から1949年半ばにかけて、全新農民のほぼ15%が経営を放棄した」、「1950年、メクレンブルクとブランデンブルクだけで既に5,000の新農民経営が、応募者がなく空っぽであった」、「引き受け手のない新農民経営は1950年6月4865経営、同年12月7296経営」^(註36)であったといわれる。北部において経営放棄が多いこと、難民型経営の経営放棄が早期に始まっていること、また経営放棄数が年とともに増大していることを、これらの数字から知ることができる。

問題はこうした経営放棄地の増大に当局がどのように対応したかである。当初難民がなお流入する時代には、新農民経営の放棄地については新規難民に再配分されたが、その後は各地区に放棄地を専門に管理する「地区農業経営 Örtliche Landwirtschaftsbetrieb」（以下、便宜的に「放棄地管理経営」と称することにする）が、放棄地を管理した。図２は放棄地管理経営の経営数と経営面積の推移を示している。1954年初頭に両者ともピークを迎えているが、おそらくこれが当時の放棄地の全体のスケールを意味するとしてよいであろう。それは最高値で394,000ヘクタールにまで達している^(註37)。

ここで図１と図２における農地面積の推移を比較されたい。1954年以降、放棄地管理

図-2 放棄地管理経営の数・面積・労働力の変化
(1953年10月を100とする)



出典：Schultz, a. a. O., S. 246, Anlage 3.

経営の農地面積が急速に減少しているのに対応するかのように、LPGのそれが増大していることが分かるだろう。このことは、LPGの「土ぶくれ」が、LPGが放棄地を引き受けたことによることを意味している。1955年末において、こうした土地がLPGの内に占める割合は平均で53.5%であり、北部のノイブランデンブルクやフランクフルトでは、その比率は各々67.5%、68.8%にのぼったという^(註38)。

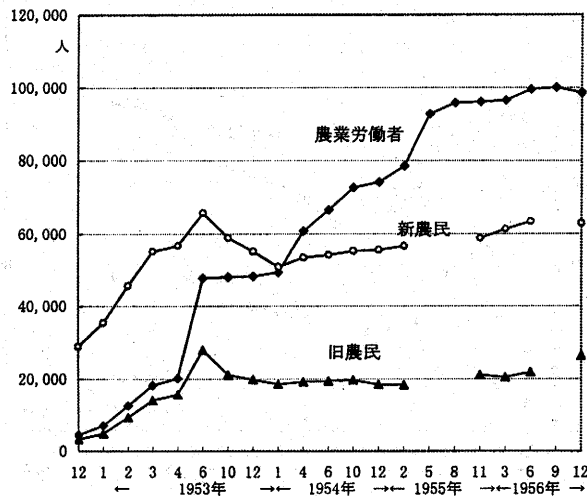
放棄地経営は、その名の通り劣悪な条件の経営を引き受けるのだから、それ自体が経営上の困難をかかえることは明白である。耕地の分散はひどく、また旧農民の場合は、財産を処分し家畜を持って逃亡するから、残された土地に経営資本はない^(註39)。初期のLPGはこうした土地改革の失敗としての放棄地問題の線上に位置していたのである。

(2) LPG組合員の社会的出自の変化から。

「ひと」の問題に移ろう。複合的な対立軸を内包した土地改革後の東ドイツ農村において、いったいどのような人々がLPGに結集したのか。図3と図4はまさにこの点を示すものである。前述のように、図1においてLPGへの結集の波が1953年までと1955年以降の二回存在したことを指摘しておいた。このことを念頭におきつつ図3をみると、第一に初期のLPG参加者は新農民たちであったこと、しかし「六月蜂起」以降、彼らの数は完全に頭打ちになること、第二に、これとは対照的に「農業労働者」の方はむしろ「六月蜂起」以降増大していること、第三に、旧農民は新農民と同じ動きを示すがそもそも絶対数が少なく、第四に男女比はほぼ等しく性による差は見られないこと、以上の点が確認できる。

さて、ここでまず着目したいのは新農民たちの動きである。ここでいう新農民の実態

図-3 L P G組合員の社会的出自の変化 (1953-1956年)

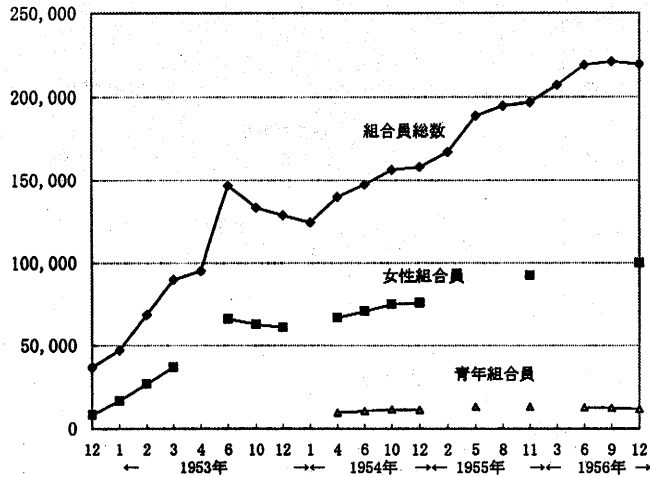


出典：Schultz, a. a. O., S. 245. Amlage 2.

が、「土着の新農民」と「難民の新農民」のうち主にどちらなのかはわからない。しかし彼らが創設期のLPG化——「土ぶくれ」も「ひとぶくれ」もない時点のLPG——を積極的に担ったことは確かである。このことは、第一に彼らが経営困難の解決をLPG化に託そうとしていたこと、第二に、その担い手が土着の新農民たちである場合には、そうした動きは「ヘルなき再グーツ化」として理解できること（初期のLPGは1村1経営であるという^(註40)）、言い換えれば、戦後土地改革においては旧グーツ村落の断絶ばかりではなく、社会的結合の連続性についても語る余地があることを意味するであろう。（この点は難民の新農民の場合は当てはまらないが。）第三に、初期LPGが上からの呼びかけで始まったことを考えると、これに積極的に呼応した新農民たちというのは同時に農村におけるSEDの支持基盤でありえたことになる。

だがここで問題なのは「農業労働者」の方である。創設期とは異なって、あきらかに1950年代中葉のLPGの「ひとぶくれ」は「農業労働者」の加盟によるのである。一体彼らはどういう人々だったのだろうか。彼らは公有農場の労働者ではなく私的経営の農業労働者たちだったという^(註41)。まず第一に思い浮かぶのは、土着の奉公人・日雇い層などの「本来の」農業労働者たちである。土着の農業労働者の具体的なあり様については分からない。しかし図4にみるように、LPGにおける旧農業労働者にしめる青年層の比率が非常に小さいことからみて、土着の農民奉公人たちからLPGに加盟した者は多くはないと考えられる。むしろこれまでの叙述を思い起こせば、LPGに加盟した農業労働者の主要部分こそは第一節で論じてきた農村の難民労働者たち、すなわち新農民になるのではなく、さらに復興に伴い再流出するわけでもなく、季節労働者として土着農民経営もとに雇用され、あるいは居候をしていた難民たちだったのではないのか。

図-4 L P G組合員に占める女と青年



出典：図3の出典に同じ。

彼ら以外に、10万人にもものぼる「農業労働者」というものは想像し得ないのである^(註42)。

難民労働者たちにとってL P Gへの加盟は農村で生き続ける一つの道を提供したのである。しかし、それは必ずしも彼ら社会経済的な状況の改善、農村の下層の「他所者」というかれらのあり様の解消を意味するものではなかった。

まず第一に、彼らの協同組合農民化は、政策的に言えば「難民＝農業労働者」を労働者保護の対象から外す効果をもつことによって、実質的には賃金切り下げを意味した可能性がある。放棄地管理経営の場合は公的な農業経営であることによって、農業労働者たちは労働法によって保護されるべき労働者であった^(註43)。(もっとも彼らが規定通りの賃金を支払われていた保証はないが。)

第二に、彼らは無産のままでL P Gに加盟したから、土地所有基準が有効なI型のL P Gの所得分配において、土地および属具に対する配当を取得できない分だけ農民たちに比べて不利であった^(註44)。この点は、同じ難民でも土地改革の結果新農民となった者と労働者のままであった者とのあいだに格差が生じることを意味しよう。

第三に、労働者でL P Gに加盟した者は自留地をもたず、この分の追加的収入が期待できなかった^(註45)。これは難民労働者が家族形成という点で脆弱であるとも関わっているかもしれない。

以上三点から見て、初期のL P G化は、土地改革後の土着と難民、ないし農民と労働者の対立を決して解消するものでなかったと考えられる。難民は、隠蔽されつつも、農村の弱者として位置づけられ続けたのではないか。

もっとも難民季節労働者の実態については大きな疑問点がひとつある。それは放棄地管理経営との関わりである。L P Gの「土ぶくれ」と「ひとぶくれ」は同時に起こっており、それはL P Gが放棄地経営を引き受けたことによるのであった。つまり「土地」

だけでなく「ひと」をもLPGは引き受けたのである。その理由が経営サイドから見た場合「協同組合農民化」による賃金コストの引き下げにあることも間違いなかろう。しかし、放棄地管理経営の「農業労働者」というのはそもそもどういう存在なのか。それがわからないのである。逃亡した農民経営者によって置き去りにされた人々、あるいは新農民経営者でありながら経営放棄をし、土地を国家に引き渡すかわりに自らの土地の農業労働者となった人々——したがって難民の新農民の一部——などが考えられる。しかし、それがこの時点でのトータルな意味での難民問題とどのように関わるのか。この点が不明なのである。

第5節 おわりに

本稿は、従来、戦後の土地改革と集団化という東ドイツ農村の大きな変化を、冷戦体制の下で消し去られてきた「社会主義権力下の東方難民」という観点から読み直すことを狙いとした。難民たちのナショナリティは確かに「ドイツ人」であり、「外国人」ではない。そして戦後の東欧世界は、ナショナリティよりもイデオロギーを優先されるべき社会編成原理とした。しかしそのことはエスニシティ問題としての難民問題の隠蔽を意味こそすれ、その不在を意味するのではない。これまでの叙述に見るように、少なくとも1950年代半ばまで、難民問題は戦後の東ドイツ農村の再編過程を内側から潜行的に規定したのである。戦後において「新農民問題」「農業労働者問題」として論じられているものの多くを、我々は「難民問題」と読み替えていく必要があるのだ。

本稿の荒っぽい叙述から結論的に導き出されるのは、次のような土地改革から集団化につながる三つの線である。すなわち、第一には「土着新農民経営の困難→再グーツ化としての集団化」という線（これは難民問題を中心とした本稿では十分触れられなかった）、第二に「難民新農民経営の経営放棄→放棄地管理としての集団化」という線、そして第三に、「農村の難民農業労働者の統合戦略としての集団化」という線である。この三つの線の交差上に、50年代の初期LPGのもった社会史的意味が浮かび上がってくるのではないか。今後の私の課題は、第一にこの視点を生かしつつ地域に即しつつより詳細に実態を明らかにしていくこと、第二に今回は全く触れられなかった1950年代末から1960年初頭にかけての全面的集団化の実態分析とその歴史的意味を明らかにしていくことである。

注

- (1) 「男子農業労働者（難民・疎開者の農業労働者を含む）で土地改革により土地を取得した

- 者は1/4だけである。女子の新農民が少ないために、全体で見ると1/8である。」Schneider, A., Das Landproletariat der Sowjetischen Besatzungszone 1945/46, Diss. Leipzig, 1983, S. 134
- (2) 1949年まで、東ドイツにおいては難民の私的な同郷団体の活動は容認されていたが（ただし公式団体は認められず）、1950年初頭以降、そうした私的な会合も禁止された。Seraphim, P. H., Die Heimatvertriebenen in der Sowjetzone, Berlin 1954, S. 160-161. DDR建国こそは難民の強制的同化政策の開始である。
- (3) 現在、従来の社会主義経済論の議論に見受けられたように戦後の東ドイツ社会を社会主義の過渡的段階としてを語ることは、もはや意味をなさない。なによりも1989-1990年の東独国家の解体=消滅こそが、そうした単線史的な枠組みの無効性を雄弁に語るであろう。だが、他方で戦後東独社会の歴史をナチズムの歴史を扱うのと同じスタンスで、つまりは全体主義国家の歴史として議論することにも私は同意できない。そこでは、東独国家が反ナチズムを旗印の一つとして成立したこと、冷戦システムの形成のもとで戦後東西ドイツ社会がコインの裏表の関係として成立したことが忘れられている。
- (4) 戦後の東西ドイツの土地改革の比較という観点からの論考として拙稿「ドイツの土地改革——経営と難民問題の視点から——」『農業史研究』第31・32合併号（1998年）を参照のこと。
- (5) 戦後ドイツにおける残留外国人は、少なく見積もって東ドイツにおいて15万人、西ドイツにおいては100万人にも達するという。クリストフ・クレースマン『戦後ドイツ史1945-1955——二重の建国——』（未来社）1995年。メクレンブルクでは季節労働者としての外国人移動労働者が「無視しえぬ」ものとして存在している。Schneider, a. a. O., S. 195.
- (6) Seraphim, a. a. O., S. 184
- (7) Ebenda, S. 185-186
- (8) 農村部への政策的誘導の背景には、都市に比べて特に北部農村の難民収容力が高く評価されたことの他に、収穫労働者としての難民を利用しようとする意図があったという。Schneider, a. a. O., S. 49-50.
- (9) Seraphim, a. a. O., S. 50
- (10) 「難民たちは各郡単位で出身地別に居住している」Ebenda, S. 52
- (11) Ebenda, Kartenteil, Karte 10, 13
- (12) Ebenda, Kartenteil, Karte 11, 13
- (13) Ebenda, S. 74
- (14) Ebenda, Kartenteil, Karte 12, 13. ただしズデーテン・ドイツ難民は、南部のみならず、メクレンブルクなど北部にも分布している。
- (15) 「難民たちの多くは1946年になって、またはもっと遅くソ連占領区に入植した。ハンガリーやチェコからのドイツ人、シュレージェンや北部オストプロイセンの人々がこうした人々にあたる。こうした後発組の人々は個人的な財産や属具を持ってこなかったから、……先発組に比べて不利であった。」Ebenda, S. 78
- (16) 以上の点については拙著『近代ドイツの農村社会と農業労働者——〈土着〉と〈他所者〉のあいだ——』（京都大学学術出版会）1997年、を参照されたい。
- (17) ちなみに1946年12月末の難民新農民経営数は77,971経営であり、表2における農民男子の数にほぼ等しい。Meinicke, W., Die Bodenreform und die Vertriebenen in der Sowjetischen Besatzungszone, in; Bauernkämpfer, A. (Hg.), Junkerland in Bauernland? Durchführung, Auswirkungen und Stellenwert der Bodenreform in der Sowjetischen Besatzungszone, Stuttgart 1996, S. 139
- (18) 1950年の数字でみると、難民の新農民経営は9万1000経営、これに対応する総家族員数は32万人である。Ebenda, S. 130
- (19) これは先の45万人より10万人も少ない数字である。その理由としては、第一に副業的・臨

- 時的従事をカウントしていない（この表は国勢調査 Volks- und Berufszählung vom 29.10.1946による集計であるから、ドイツの統計の伝統に従えば難民たちが自分たちの「主業」としてを答えたものを集計した可能性が高い）、第二に Umsiedler という表記から、「疎開者」をカウントしていない、などが考えられる。
- (20) Seraphim, a. a. O., Karetenteil, Karte 18.
 - (21) 注29参照
 - (22) 西ドイツでは難民たちは新農民になれず、農村の難民は季節労働者になった。前職が農民である東方難民たちにとっては、それは社会的な没落として意識されたという。Rosenfeldt, J., Nicht Einer…… Viele sollen leben! Landreform in Schleswig-Holstein 1945-1950, Kiel 1991, S. 107
 - (23) Bauerkämpfer, A., Von der Bodenreform zur Kollektivierung. Zum Wandel der ländlichen Gesellschaft in der Sowjetischen Besatzungszone Deutschlands und DDR 1945-1952, in; Sozialgeschichte der DDR, Stuttgart 1994, S. 129
 - (24) 村田武「戦後東ドイツにおける土地改革と農民経営」『土地制度史学』第77号, 1997年。Vgl. Kuntsche, S., Der Gemeinwirtschaft der Neubauern. Probleme der Auflösung des Gutsbetriebs und des Aufbaus der Neubauernwirtschaften bei der demokratischen Bodenreform in Mecklenburg, Diss. Schwerin 1970.
 - (25) 「地力にばらつきのある地域では、難民たちは「他所者 Ortsfremder」として劣等地をあてがわれるか、あるいは経営が難しい遠隔の耕地 Schläge をあてがわれた。土地が痩せた地域では彼らは最高10haを取得したがそれは新しい経営を打ち立てるには不十分であった。」Seraphim, a. a. O., S. 73
 - (26) 「家畜の分配においても、土着の農業労働者が経営についての知識があるために難民よりも有利であった。」Ebenda, a. a. O., S. 75
 - (27) Meinicke, a. a. O., S. 143
 - (28) Ebenda, S. 139
 - (29) Piskol/Nering/Trixa, Antifaschistisch-demokratische Umwälzung auf dem Lande, 1945-1949, Berlin (o) 1984, S. 116; Vgl. Meinicke, a. a. O., S. 142
 - (30) 土着と難民の間の結婚は稀であり、仮に結婚する場合でも土着の人々の理解を得ることは非常に困難であったという。ある旧農民の息子がいる難民の娘と結婚すると、父親が息子を勘当した事例まである。Seraphim, a. a. O., S. 166. さらにプレントツ Plenz 郡の村では、難民たちの子供が「ポラッケン」（ポーランド人に対する蔑称）と呼ばれていじめられていたという。Ebenda, 163
 - (31) 1950～1952年の二年間だけで、「恒常的に農業に従事する農業労働者」は41万人から22万人へと半減した。Nering, Ch., Zur sozialen Entwicklung der Bauern in der DDR 1945-1960, in; Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsozialogie, 41Jg. 1993, H. 1, S. 71.
 - (32) 「六月蜂起」の農村での動きについては, Schultz, D., Probleme der sozialen und politischen Entwicklung der Bauern und Landarbeiter in der DDR von 1949 bis 1955, Berlin 1984, S. 75. 日本における最近の「六月蜂起」の研究として星野治彦『社会主義国における民衆の歴史——1953年6月17日東ドイツの情景——』（法律文化社）1994年。
 - (33) Schulz, a. a. O., S. 67. 1950年～1952年の二年間で、20ha以上の富農経営で3000経営、10～20haの中農経営で2500経営の経営放棄があった。このクラスの経営はほぼ旧農民経営であるから、この数字は旧農民経営の経営放棄数と見てよい。Nering, a. a. O., S. 70.
 - (34) Seraphim, a. a. O., S. 84
 - (35) Meinicke, a. a. O., S. 147
 - (36) Schultz, a. a. O., S. 15-16

- (37) ネーリングによれば1950年6月30日から1956年6月30日までの間の新旧農民による放棄地面積は、農地面積で全体で約109万haにのぼるという。Nering, a. a. O., S. 72. ちなみに1950年の東ドイツにおける総農林用地面積は約929万ha, 土地改革における土地ファンド（農林用地面積）は約330万haである。Stöckig, R., Der Kampf der KPD um die demokratische Bodenreform, Berlin 1964, S. 262.
- (38) Schultz, a. a. O., S. 143
- (39) Schultz, a. a. O., S. 138-139
- (40) 「通常各村にはLPGは（複数ではなく）一つだけ存在する。従って, 1954年において512組合という数字は, 半分の村にLPGが存在したことを意味する。」Schultz, a. a. O., S. 151.
- (41) Schultz, a. a. O., S. 157.
- (42) 表2にみたように1946年10月難民農業労働者の数は35万人（表1では45万人）, これに対して1955年におけるLPGの旧農業労働者10万人であるから, 人数の上でもこの程度の滞留は不自然ではない。むしろ, LPGに加盟できぬまま, なお農業労働者としてとどまる人々の存在すら十分考えられる。
- (43) Schultz, a. a. O., S. 141
- (44) Schultz, a. a. O., S. 149-150, 159
- (45) Schultz, a. a. O., S. 146-147, 159